



第4章

プランの推進

1 プランの推進体制

男女共同参画プランを推進していくためには、市民、事業者、地域団体などの協力が不可欠です。そのため、それぞれの分野における役割を相互に認識し、協働して実践的な活動を展開していきます。

また、本プランの施策はさまざまな分野にまたがるため、庁内関係部署の連携が必要であり、さらに、今後各課で策定する個別計画においても、男女共同参画の視点が盛り込まれるよう、共通認識を浸透させるための研修を実施します。

こうしたことから、本プランを円滑に推進するためには、目標である男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者及び市が連携を密にし、一体となって施策に取り組んでいきます。

2 条例の周知・普及

男女共同参画社会の実現に向けて、平成15年に施行した「春日井市男女共同参画推進条例」のさらなる周知・普及を行っていきます。

3 プランの進行管理

プランの進捗状況については、事業の実施状況、数値目標の達成状況を毎年度（市民意識調査については改定の前年度）調査し、市民への公表・意見募集、さらに市男女共同参画審議会において評価を行い、それを踏まえて施策・事業の点検、見直しを行うことにより、プランの進行管理に取り組んでいきます。

こうした「計画（Plan）」「実行（Do）」「調査・評価（Check）」「見直し（Action）」【PDCAサイクル】のなかで、市民・事業者などの参画促進により、施策・事業の実効性を高めていきます。

4 推進のための数値目標

項目名		現状値		目標値 (平成33年度)	
目標Ⅰ	情報紙「はるか」を知っている一般市民の割合	※	7.6%		20.0%
	春日井市男女共同参画推進条例を知っている一般市民の割合	※	4.6%		20.0%
	「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対の一般市民の割合	※	49.0%		70.0%
	社会通念・慣習・しきたりにおいて男女平等であると感じている一般市民の割合	※	13.0%		20.0%
	学校教育の場で男女平等であると感じている一般市民の割合	※	57.8%		70.0%
目標Ⅱ	審議会等委員への女性の登用率		22.1%		30.0%
	女性委員のいない審議会等の数		3		0
	市の管理職に占める女性の割合(一般行政職)		4.1%		10.0%
	町内会・自治会長の女性の割合		9.0%		15.0%
	男女雇用機会均等法を知っている一般市民の割合	※	89.8%		95.0%
	職場において男女平等であると感じている一般市民の割合	※	19.4%		30.0%
	安全・安心まちづくりボニターの男女比率	女性比率	26.8%	男女比率の均衡	
	小中学校のPTA会長の女性の割合		14.8%		20.0%
	地域活動の場で男女平等であると感じている一般市民の割合	※	35.4%		40.0%
目標Ⅲ	ファミリー・フレンドリー企業に登録している市内事業所数		14社		30社
	市男性職員の育児休暇取得率		3.7%		13.0%
	何らかの地域活動に参加したことのある男性の割合	※	56.5%		65.0%
	家事等を夫婦とも同じくらい行っている一般市民の割合	※ 家事) 育児) 介護)	12.3% 37.6% 26.4%	家事) 育児) 介護)	20.0% 50.0% 35.0%
	家庭生活において男女平等であると感じている一般市民の割合	※	32.9%		40.0%
	小学校区における放課後児童クラブ設置率 (子どもの家および民間児童クラブ)		84.6%		95.0%
	乳がん、子宮がんの検診受診率	乳がん) 子宮がん)	27.1% 27.2%	乳がん) 子宮がん)	50.0% 50.0%
特定健診の受診率(国民健康保険被保険者)		34.6%		65.0%以上	
目標Ⅳ	最近5年間に配偶者等から何らかの暴力を受けたことのある女性の割合	※	21.9% (注2)		10.0%
	DV相談の窓口を知っている一般市民の割合	※	25.7%		40.0%

(注) 現状値の※ は、「男女共同参画に関する市民意識調査(2010年)」の数値です。

(注2) 現状値は、当時の質問内容が、「最近5年間」に限定せず過去の経験を聞いたものです。

